

実務で活用したことを厳選しその肝をお伝えする
家族信託基礎講座

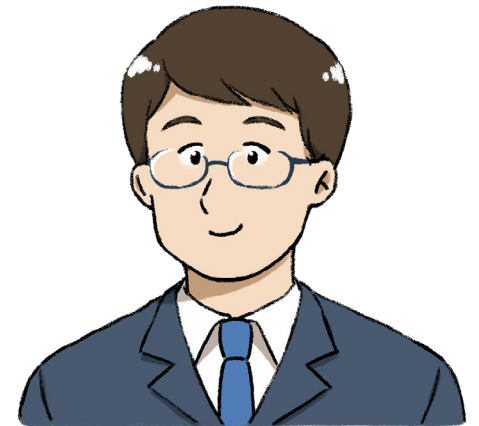
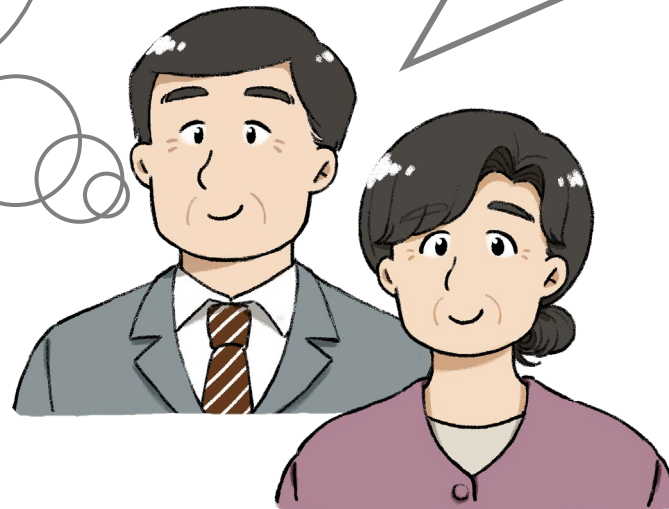
第1回
そのお客さまはなぜ信託が必要なのか？
～信託目的～

2023年10月11日
株式会社継志舎
石脇俊司

相談の現場はこんな感じでは？



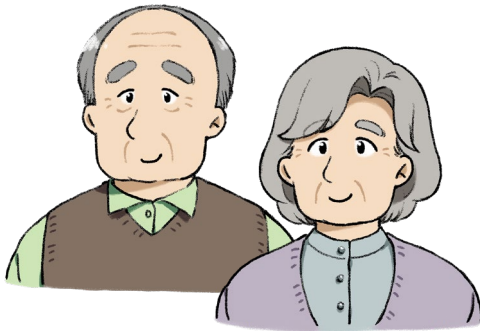
親が高齢になり、
信託した方がよいのでは？



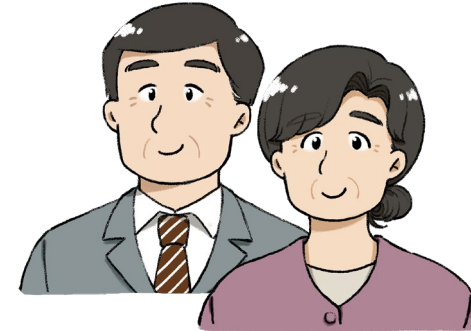
専門家・コンサルタント

相談された専門家・コンサルタントは信託をすすめる

委託者



受託者



信託



子の受託者が
信託した財産を
親に代わって管理

(定義)

第二条 この法律において「信託」とは、次条各号に掲げる方法のいずれかにより、**特定の者が**一定の**目的**（専らその者の利益を図る目的を除く。同条において同じ。）**に従い財産の管理又は処分及びその他の当該目的の達成のために必要な行為をすべきもの**とすることをいう。



歩くのに家族の
助けが必要に



相談者

私の手元に預金通帳を置いておきたい
孫たちを支援したい
できれば、相続税も減らしたい

一度、
お母さまとお話を
させてください



コンサルタント

なぜ、そう思うのですか？

お話しをして家族で決めたこと



質問し把握

すべての預金額
預金以外の資産
家族の状況



家族と話し、意見を聞く

手元におき自身で管理

預金額の 1 割

信託し子が管理

預金額の7割

生命保険

預金額の 2 割

信託の目的

- ① **金銭の管理**に関する諸事務等**を受託者に任せ**、必要に応じて受益者として受託者から給付することによって、信託財産である金銭についての**管理の負担を軽減**する
- ② **詐欺等の被害に遭うことを予防**する
- ③ 受益者が将来にわたって**安全かつ安心な生活を送ることができるようにする、円滑な資産承継ができるようにする**

受託者の信託事務

受託者は、**信託の目的の範囲内**において、委託者の指示がある場合には、信託財産を当該指示に基づいて**委託者の子や孫に贈与をすることができる**

事例 2

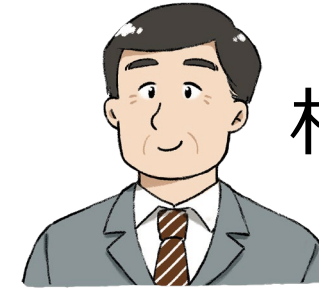


長男を社長にする。株も渡したいが税がかかるので
それができずに困っている

株式を相続で渡しても相続税がかなりかかる

私以外にも株主がいる、さらにグループ会社と
株式を持ち合うような状況になっている

私は、病気もしたので、
あまり面倒なことをしたくない

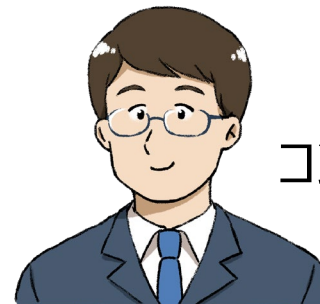


相談者



相続人は
相談者と姉のみ

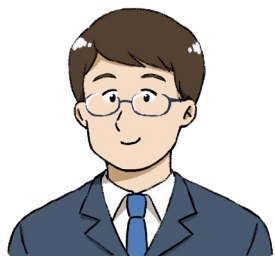
創業50周年を機に
社長になることが決まりました
父の株の承継について相談したい



コンサルタント

一度、
お父さまとお話を
させてください

株の承継では何が課題とお考えですか？

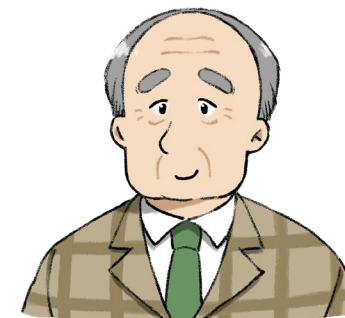


質問し把握

すべての財産額
遺言の作成の有無
家族の状況

顧問税理士に聞く

株式の承継は
どの方法がよいと思うか
株主の整理は必要ないか？
社長交代に伴い、
取締役はこのままでよい？



遺言を作成

すべての株式は長男に

信託し長男が議決権行使

社長就任時に
長男が株主と公表

株式承継プロジェクト（2年）

事業承継税制の利用
（利用の直前に信託は終了）
組織再編
少数株主の整理

信託の目的は以下の通り、

信託財産を受託者が適正に管理することにより、

- (1) 本信託株式に基づく受益者の利益享受を確保すること。
- (2) 委託者の希望する**本信託株式の承継を確実に実現**すること。
- (3) **株式会社●●●の安定的な経営を実現**すること。

受託者の信託事務

- (1) 本信託株式を管理し、本信託株式に係る**議決権などの株主としての権利を行使**すること。
- (2) 本信託株式に係る利益配当及び中間配当等の剰余金を受領し、信託事務の費用を控除した後の所得を受益者に給付すること。
- (3) その他本信託の信託目的を達成するために必要な事務を行うこと。

2 受託者は、本信託株式について、本信託が終了するまで、譲渡等の処分をすることはできない。

信託は、何のために使うのか？

それを、相談者、委託者、家族とともに考える

必要に応じて、専門家の意見、サポートを得ながら進めていく

（受託者の権限の範囲）

第二十六条 受託者は、信託財産に属する財産の管理又は処分及びその他の**信託の目的の達成のために必要な行為をする権限を有する**。ただし、信託行為によりその権限に制限を加えることを妨げない。

（受託者の注意義務）

第二十九条 受託者は、**信託の本旨に従い、信託事務を処理しなければならない**。

（忠実義務）

第三十条 受託者は、**受益者のため忠実に信託事務の処理その他の行為をしなければならない**。

ご留意事項

- 本資料は、作成日現在の法律・税制等に基づくものです。
- 本資料にシミュレーションが含まれる場合、前提として記載している想定条件に基づくシミュレーションであり、実際の状況とは異なる場合がありますので、予めご了承ください。
- 本資料は、情報を提供するために作成したものであり、その確実性・完全性に関して保証するものではありません。実際の個別具体的な税務に関する相談、法律に関する相談については、本資料を取得された方ご自身の責任で弁護士、会計士、税理士などの各専門家にご相談いただくようお願い申し上げます。
- 本資料に記載された意見や予測等は、資料作成時点での当社の判断であり、今後、予告なしに変更されることがあります。当社は本書のアップデートを行うことをお約束いたしません。
- 本資料に記載された商品・サービス等については、その実行・提供をお約束するものではありません。
- 本資料は当社の財産であり、要求があったときは当社に返還され、本資料を取得した方が作成した写しは破棄されるものとします。本資料を取得された方及び当社のいずれも上記に反する表明や誓約に依拠することはできません。

本資料作成日：令和5年10月11日